



松本よし子の議会報告

〒193-0835 千人町1-9-17 Tel 661-6626 Fax 662-0418
 メール y44koo@nifty.com
 ホームページ <http://www.cpi-media.jp/hachioji/>

皆さんの要望が実現しました



←通行注意の看板が再設置され、ミラーの修理も行われました。
(大和田町3丁目)



←雨水浸透ますを設置。道路に傾斜もつけ、水はけを良くしました。今後本格的な補修が行われます。
(大和田7丁目)



親子方式の給食を試食

中学校で、給食の親子方式試行

6月8日から開かれた定例市議会では、市長の意向を反映した総額21億円の補正予算を含む18本の議案が提出されました。川口物産センターの提案がいくつも実りました。この間の活動とともにご報告します。



親子方式の給食の献立

来年度より川口小学校から川口中学校に温かい給食を運ぶ親子方式が試行されることになり、1846万円の準備経費が計上されました。私は、市民要望の強い親子方式の実施を再三議会で取り上げてきました。

学校図書館に司書派遣



9月から6人の司書が中学校に派遣されます。子どもの読書活動を推進するために、人の配置を望む市民の声が市を一步動かしました。私も他市の司書配置の取り組みを紹介しながら、要望してきました。

~~~~~ ご相談の主なもの ~~~~~

- 都営住宅の継承について(石川町、長房町)
- 店舗の賃貸契約の継続について(中町)
- 賃貸住宅の取り壊しによる転居について(犬目町、泉町、中野上町)
- 仕事がなく収入が得られない(泉町、中野上町)
- 兄弟の扶養について(下恩方町)
- 横断歩道の設置について(大和田町)
- 融資について(南新町)
- 信号機に設置について(小宮町)

7、8月よろず相談 お気軽に相談を 八王子合同法律事務所の弁護士が対応します。

- 8月9日 午後7時～9時 大和田市民センター
- 7月19日、8月2日、16日 午後1時～3時 清水ひで子事務所

予約先 松本良子自宅 TEL 661-6626 FAX 662-0418
 清水事務所 TEL 625-9651 FAX 625-9827



補正予算、日本共産党の提案実る

小中学校保育所などの給食放射線量を測定

給食の放射線量の測定費用として764万円計上されました。昨年来、市民要望も寄せられ、私どもも何度も要望してきたものです。消費者庁から貸与された食品放射線測定機器を使って出来上がった給食を1日に4〜5検体行ないます。

太陽光パネル設置費の増額

再生可能エネルギーへの関心が高まる中で、当初予算に盛り込んだ1千万円はすでに申し込みが殺到。予算オーバーとなり、同額の補正を組みました。今後、小中学校には積極的に設置するとしています。



生ごみの資源化拡充

小学校に加え、9月から市立保育所の給食残渣についても、たい肥化施設(写真)に持ち込みます。合わせて施設の見学、校舎や保育所内でたい肥を利用した環境教育を行います。また、市民が行っているごみ減量の実践例やアイデアを持ち寄る研究会やワークショップ等を開催し、その成果を小冊子にまとめるための予算も計上されました。



ごみ処理基本計画策定中に市に意見を上げましょう

今後10年間の計画について素案が示されています。皆さんの意見を反映した内容にするためにも7月中旬にぜひ提出してください。

素案は市のHPや、市役所の市政資料室、各事務所、市民センターでご覧いただけます。

空き家対策条例制定の請願全会一致で可決

「近所に空き家があり、長いこと放置されている。市で条例をつくって解決してほしい」と台町にお住まいの方

高尾駅周辺整備

基金の条例を設定

事業費が百億円をこえる高尾駅南北自由通路と北口駅前広場の整備。私はこの間、何度も基金を設定し、財政運営に無理がないよう提案してきました。

今議会で基金設定の条例が可決され、当面、1億円の予算が計上されました。



から山口和男議員に相談があり、議会に条例制定を求める請願が提出されました。私は紹介議員として説明するため、現地でお話を伺いました。写真のように荒れ放題で、火災や犯罪等の危険を感じます。全国的にも条例による「空き家対策」が始まっており、31の自治体が制定。効果を上げています。市は「すでに市民から要望が出されており、庁内で対応しているので今年度中に条例を制定したい」と答弁。全会一致で採択されました。



—— 食肉処理場、存続を ——

市は、土地と建物を所有する八王子食肉処理場を今年の3月末に、閉鎖を決めました。これに対し、運営する八王子食肉処理場協同組合が、営業を続けられるように裁判所に申し立て、使用継続の仮処分が決定されています。その決定に、市は土地と建物の明け渡しと損害賠償を求めて反訴を起こすことが議会に提案されました。

組合は何度も存続を求めて、市に要望を出してきましたが、回答が1年もかかるなどともに対応してきませんでした。また、市は処理場を貸したのは一時使用だと主張していますが、屠畜場を貸すのに一時使用などあるでしょうか?保健所政令市ですから検査員の派遣も当然です。

市長は長年組合の顧問を務め、市議の時代には「食肉処理場は重要な施設で存在は不可欠」と述べていました。

畜産農家の損失や市民の食の安全を考えれば存続が必要と、党議員団は、議案に反対しました。